乙第６号議案

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項中「紛争の調停」の次に「、同法第252条の２第１項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同表教育委員会の項中「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会」を「沖縄県就学支援委員会」に改め、「心身に」を削り、「就学についての適正な診断、判定及び就学指導」を「障害の程度及び就学支援に関する事項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事　翁　長　雄　志

理　由

沖縄県自治紛争処理委員が担任する事務に連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示に関する事務を加えるほか、沖縄県心身障害児適正就学指導委員会の名称及び担任する事務を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。